

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(十件)

(都市計画課)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

教育委員会

○宮城県指定有形文化財の指定

六

告 示

○宮城県告示第百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十六年二月二十五日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
訪問介護事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	平成二十六年二月一日
訪問介護ステーションなごみ	名取市美田園六丁目一番地の二 棟一〇三号室 アルカンシエルA	株式会社アルファライフ	仙台市太白区袋原四丁目一番八号	平成二十五年十月十五日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みどりの杜デイサービスセンター 東船岡	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目六番五号	株式会社フロンティア	仙台市宮城野区榴岡三丁目九一五 一〇二号室	平成二十五年八月一日
ヘルスケアショップばんぶきん倶楽部	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十六年二月一日
リハスパ気仙沼	気仙沼市長磯大窪十番地一	株式会社アドベント	気仙沼市本吉町津谷松岡九十七番地	平成二十六年一月一日
デイサービスセンターまんさく	岩沼市土ヶ崎二丁目九番四号	特定非営利活動法人なでしこ	岩沼市本町八番六号	平成二十五年十二月一日
星陵ケアセンターデイサービス華	大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年十二月十六日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホーム藤の木	栗原市金成金生十一番地	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五番地	平成二十六年一月六日

四 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	平成二十六年二月一日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜ケアサービス	柴田郡大河原町南桜町四番地十四	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地三	平成二十五年九月一日

六 介護予防通所介護

訪問介護事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	平成二十六年二月一日
------------	-----------------	-------------	-----------------	------------

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みどりの杜デイサービスセンター 東船岡	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目六番五号	株式会社フロンティア	仙台市宮城野区榴岡三丁目九一五 一〇二号室	平成二十五年八月一日
リハスパ気仙沼	気仙沼市長磯大窪十番地一	株式会社アドベント	気仙沼市本吉町津谷松岡九十七番地	平成二十六年一月一日
名取市デイサービスセンター青松苑	名取市手倉田字山二百十二番地	社会福祉法人宮城福祉会	名取市手倉田字山二百八番地の一	平成二十五年十月一日
デイサービスセンターまんさく	岩沼市土ヶ崎二丁目九番四号	特定非営利活動法人なでしこ	岩沼市本町八番六号	平成二十五年十二月一日
星陵ケアセンターデイサービス華	大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年十二月十六日
合同会社テンドーターケア ービスセンターニコニコあつちやん	大崎市松山千石字松山三百八十三番地一	合同会社テンドーターケア	大崎市松山千石字松山三百八十三番地一	平成二十五年十一月一日

○宮城県告示第百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九〇〇〇六一	ケアクルー介護ステーション 多賀城市下馬二丁目一番十五号K2ビル ンニングビル三〇一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ケアクルー	平成二十六年 二月一日

○宮城県告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ

た。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年二月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有限会社信和工業所 水戸 文男	仙台市太白区諏訪町六一二二二	般一二十三第九千五十号	全部廃業 管工事業	平成二十六年一月六日
株式会社エルク伊藤 洋二	仙台市青葉区一番町三丁目七一	般一二十四百三十一号	全部廃業 電気工事業 管工事業	平成二十六年一月六日
林造園株式会社 林 伸一	仙台市宮城野区鉄砲町百八十二	般一二十四百四十一号	一部廃業 土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業	平成二十六年一月九日
株式会社石巻エスエスサポート 岡本 佑	石巻市新館二丁目三六	般一二十二万八千九百十三号	全部廃業 土木工事業 大土工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業	平成二十六年一月十七日
有限会社コンドウ電気工事 近藤 晴雄	仙台市若林区沖野六丁目一六十五	般一二十三万九千七百七十八号	全部廃業 電気工事業	平成二十六年一月六日
リビルド・女川平塚 栄作 合同会社	牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神五十九	般一二十四百三十二号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十六年一月十六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百四十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画公園

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 三・三・九号蒲生北部二号公園

三・三・三十七号蒲生北部一号公園

2 廃止

名称 二・二・百五号西原西公園

二・二・百六号西原東公園

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・三・九十号高砂駅蒲生線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画緑地
- 2 名称 五号蒲生北部緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

- 仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百五十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市矢本字道地浦百三十七番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字有明二十二番地十八 グリーン
グループSD一〇二

齋藤 翔太

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる

文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成二十六年二月二十五日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (古文書)	多賀城跡出土木簡	四百三点	多賀城市	宮城県
有形文化財 (古文書)	多賀城跡出土漆紙文書	九十二点	多賀城市	宮城県